

## 【航空法第49条】

何人も、空港について第40条（第43条第2項において準用する場合を含む。）の告示があつた後においては、その告示で示された進入表面、転移表面又は水平表面（これらの投影面が一致する部分についてはこれらのうち最も低い表面とする。）の上に出る高さの建造物（その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。）、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。ただし、仮設物その他の国土交通省令で定める物件（進入表面又は転移表面に係るものを除く。）で空港の設置者の承認を受けて設置し又は留置するもの及び供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りではない。

2 空港の設置者は、前項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件（成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つた植物を含む。）の所有者その他の権原を有する者に対し、当該物件を除去すべきことを求めることができる。

3 空港の設置者は、第1項の告示の際現に存する物件で進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るもの（同項の告示の際現に存する植物で成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つたもの及び同項の告示の際現に建造中であつた建造物で当該建造工事によりこれらの表面の上に出るに至つたものを含む。）の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより通常生ずべき損失を補償して、当該物件の進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る部分を除去すべきことを求めることができる。

## 【航空法第56条の3】

何人も、第56条第1項に規定する空港について前条第2項において準用する第40条の告示があつた後においては、その告示で示された延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面（これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。）の上に出る高さの建造物（その告示の際に現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。）、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。

2 第49条第1項ただし書の規定は、円錐表面及び外側水平表面について準用する。

3 第49条第2項の規定は第1項の規定に違反する物件について、同条第3項から第8項までの規定は第1項の告示の際現に存する物件で延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面の上に出るものについて準用する。

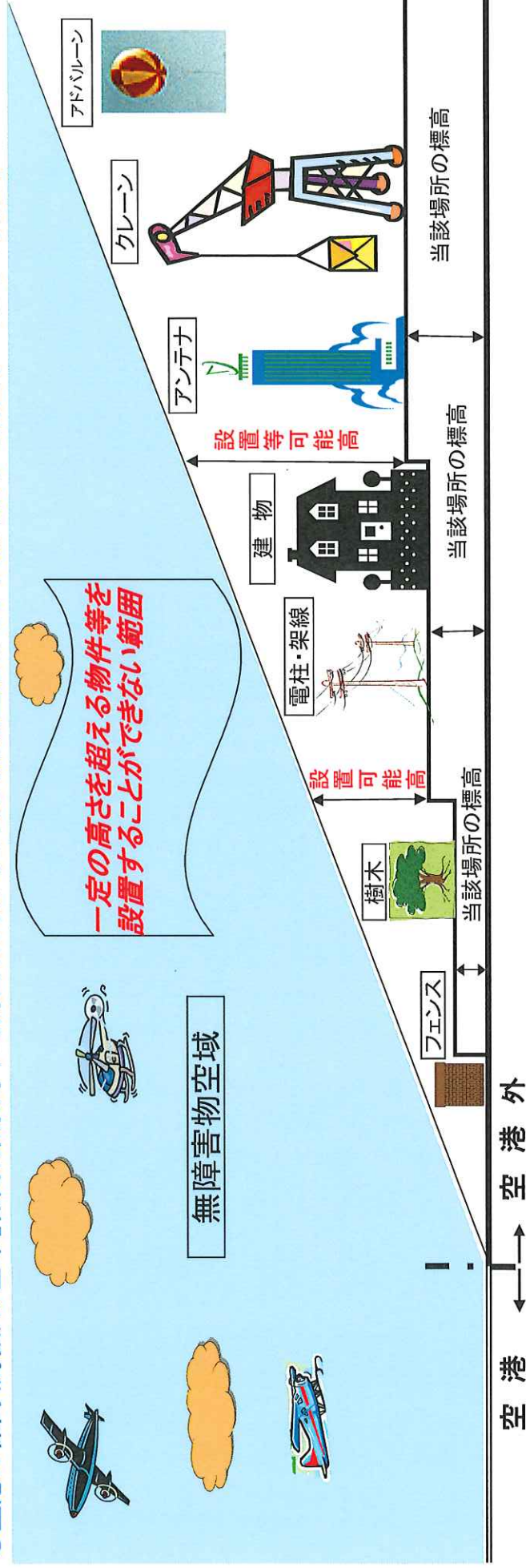
# 空港周辺における高さ制限のお知らせとお願い

空港周辺では、航空の安全を確保するために周辺の一定空域を障害物が無い状態にしておく必要があります。航空法という法律で各空港に一定の高さを超える物件等を設置できない制限表面を設定し、その**制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置することを禁止**しております。なお、**各空港ごとに制限表面の範囲が設定**されておりますので、国土交通省大阪航空局ホームページをご覧になれるか、お気軽に下記までお問い合わせさせていただきます。

【問い合わせ先】国土交通省大阪航空局 TEL 06-6949-6213 FAX 06-6949-6218

【国土交通省大阪航空局ホームページ】 <http://www.ocab.mlit.go.jp/news/limit/>

◎空港の標高(海拔)が基準【標高：東京湾平均海面(TP)からの高さ(那覇空港のみ、中城湾湾平均海面(NP)からの高さ)】



(参考)

物件等には建築物はもとより、クレーン等仮設物、無線やテレビアンテナの設置、無線、アドバルーンに係留、樹木などが含まれます。なお、物件によっては承認できるもの若しくは届出を要するものがございまして、上記までお気軽にお問い合わせください。